

委任状の必要な場合について

区 分	委任状の要否	備 考
入札書に代表者（登記簿により代表権があることが確認できる者：代表取締役等）の印を押印する場合	不 要	入札書を持参する者や実際に入札書に金額を記載する者等が代表者でなくても不要
入札書に代表者以外の者（支店長や営業所長等）の印を押印する場合	必 要	代表者から入札書に押印する者への委任状が必要

Q 1 入札書には代表者の印を押印しましたが、入札書を持参する者は社員 A となります。この場合、代表者から社員 A への委任状は必要ですか？

A 1 不要です。

Q 2 入札書には代表者の印を押印しましたが、実際に入札書を作成した者は社員 A となります。この場合、代表者から社員 A への委任状は必要ですか？

A 2 不要です。

Q 3 入札書に代表者の印を押印することができません。支店長 B に委任をしたいのですが、可能ですか？

A 3 代表者から支店長 B への委任状を提出してください（委任者：代表者、受任者：支店長 B）。また、入札書には、支店長 B の押印のみで足り（代表者の印は入札書には必要ありません）。

Q 4 入札書に代表者の印を押印することができません。入札書には支店長 B の印を押印しますが、入札書を持参する者は当該支店の社員 C となります。この場合、代表者から社員 C への委任状は必要ですか？

A 4 委任状は、代表者から支店長 B へのものがが必要です。

Q 5 入札書に代表者の印を押印することができません。入札書には支店長 B の印を押印しますが、実際に入札書を作成する者は当該支店の社員 C となります。この場合、代表者から社員 C への委任状は必要ですか？

A 5 委任状は、代表者から支店長 B へのものがが必要です。

Q 6 社内規程により契約権限が代表者ではなく支社長となっています。入札を支社長名で行う予定ですが、この場合、委任状は必要ですか。

A 6 社内規程などにより、契約権限が代表者以外の者となっている場合でも、本市の入札に参加する場合は、代表者から支社長への委任状が必要です。

Q 7 名古屋市の競争入札参加資格者名簿にはD支店が登録されています。登録時に、代表者からD支店長あての委任状を提出しましたが、今回の入札時に、改めて委任状の提出は必要ですか？

A 7 すでに財政局契約監理課に委任状を提出し、名古屋市の競争入札参加資格者名簿D支店が登録されている場合は、改めて委任状の提出は不要です。ただし、円滑な入札事務を行うため、入札前に委任状の提出確認を行いますので、必ず事前にご相談ください。

Q 8 名古屋市の競争入札参加資格者名簿にはD支店が登録されています。登録時に、代表者からD支店長あての委任状を提出しましたが、今回の入札に限り、他の者が入札に参加することができますか？

A 8 他の方が入札に参加することができます。その場合は、当該入札に係る委任状を別に提出していただく必要があります。詳細についてはお尋ねください。

Q 9 代表者には会社の専務理事や常務理事、支店長などを含みますか？

A 9 代表者とは、会社の代表権を有する者を指します。具体的には（法人登記簿により代表権の有無が確認できる）代表取締役が挙げられます。社内部の規程により支店長などに契約権限が委任されている場合でも、本市の入札に参加する場合は、代表者からの委任状が必要です。